

文化芸術振興審議会委員公募要領

（趣旨）

第1条 この要領は、文化芸術振興審議会委員の公募に関し、羽生市附属機関等の委員の公募に関する要綱（平成28年告示第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（募集人員）

第2条 公募する文化芸術振興審議会委員（以下「公募委員」という。）の数は、1人以内とする。

（応募資格）

第3条 応募資格を有する者は、次に掲げるものとする。

- （1） 令和7年5月1日現在、満18歳以上であって、羽生市に住民登録し1年以上継続して在住しているもの
- （2） 文化芸術の振興について関心があり、平日（昼間）の会議に出席できる者

（応募方法）

第4条 応募方法については、次に掲げるとおりとする。

- （1） 文化芸術振興審議会委員申込書（様式。以下「申込書」という。）に「文化芸術の振興に関すること」をテーマとした作文（様式は任意、字数は400字程度）を添付して、教育委員会生涯学習部生涯学習課へ提出するものとする。
- （2） 前号に規定する提出は、持参、郵送又は電子メールとし、次条に規定する募集期間の最終日必着とする。

（募集期間）

第5条 募集期間は、令和7年5月1日から同月30日までとし、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

（周知方法）

第6条 募集の周知は、羽生市の広報誌及びホームページへの掲載に

より行うものとする。

（再公募の不実施）

第 7 条 募集期間が終了してもなお応募がないとき、若しくは応募人数に達しないとき、選考において選出できる者がいないとき、又は公募委員が任期途中で欠員となったときは、新たな公募は、行わない。

（失職）

第 8 条 公募委員は、第 3 条に規定する資格を満たさなくなったときは、その職を失う。

（報酬）

第 9 条 公募委員の報酬は、羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 32 号）の規定により、羽生市文化芸術振興審議会に出席した場合に支給する。

（個人情報保護）

第 10 条 職員は、法令等の規定により、公募に係る個人情報を適正に管理されなければならない。

（その他）

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。